

# ごかのお知らせ

No.591

役場の代表電話は☎(84)1111です

## い おしらせ

### 農業所得の確定申告を お願いします

毎年1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み農産物の販売による収入があった人は、確定申告をする必要があります。ただし、事業としておこなっていない農業（農産物を全く出荷・販売せず、自家用の飯米や野菜のみの場合）については、申告の必要はありません。

#### ○記帳・帳簿等の保存が必要です

・記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや

経費に関する事項について、取引の年月日・売上先・仕入れ先・経費の金額等を帳簿に記載します。  
・帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取り引きに伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年、その他（請求書・領収書等）は5年保存が必要です。

#### ○事前相談会のお知らせ

農業所得の申告は、収入の大小にかかわらず、申告者ご自身による収支計算のもとおこなうものです。収支内訳書が事前で作成されていない場合、確定申告をお受けすることはできません。収支内訳書の作成が困難な方は、令和7年2月に開催予定の農業所得事前相談会をご利用ください。

※青色申告は、納税者自ら税法に従って計算し、納税する制度です。役場での申告受付はできません。

#### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966（直通）

### 土地・家屋の届出を お願いします

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。年内に家屋の滅失（取り壊し）や増築・改築をされた場合、または売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合、町民税務課まで届出をしてください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。ただし、すでに法務局で登記を済ませている場合には、届出不要です。

#### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966（直通）

### カラス駆除の実施

有害鳥獣（カラス）の銃器による駆除を次のとおり実施します。

○1回目 12月15日(日)

○2回目 令和7年1月12日(日)

両日とも日の出から日の入りまで（悪天候でも実施します）

#### ○実施区域 五霞町全域

#### ○お問い合わせ

生活安全課 暮らし環境G

☎(84)3618（直通）

### 狂犬病予防注射は お済みですか

生後91日以上の飼い犬には、狂犬病予防法により毎年1回、予防注射を受けさせなければなりません。

また、予防注射をお済みでない方は、かかりつけの動物病院で必ず実施してください。

注射を実施しましたら、獣医師が発行する「注射済証明書」を生括安全課へ持参し、狂犬病予防注射済票の交付を忘れず受け取ってください。

#### ○お問い合わせ

生活安全課 暮らし環境G

☎(84)3618（直通）

### 水道管の凍結防止

寒さが厳しくなると水道管や水道メーター等が凍結し、水が出なくなったり、破裂することがあります。

#### ○特に凍結しやすい場所

・風当たりが強い戸外にある水道管

・北向きで、日陰にある水道管

・むき出しになっている水道管

#### ○防寒の仕方

水道管に保温材を巻き、じゃ口が破裂しやすいので上部まで完全に包んでください。

※保温材がない場合は、身近なものとして毛布や布などを利用して、ください。

#### ○水道管が凍ってしまったら

自然に解けるのを待つか、タオルや布をかぶせて、その上からぬるま湯をかけて、ゆっくり解かしてください。

※急に熱湯をかけると、水道管やじゃ口が破裂する場合があります。

#### ○水道管が破裂したら

宅地内のメーターボックス内にある止水栓を締め、指定工事業者に修理を依頼してください。止水栓の場所が分からない場合は破裂した部分にタオルやビニールテープを巻きつけ、応急処置をして、指定工事業者に修理の依頼をしてください。

#### ○お問い合わせ

上下水道課 水道G

☎(84)3000（直通）



指定工事業者